

安全でおいしい水道に加入しませんか

水道課では、水道が利用できる地域の方に井戸水から水道水への切り替えをお勧めしています。

安全

水道法に定められた水質検査を行っています。ご家庭に送られている水は、厳しい検査をクリアした安全な水です。

安心

蛇口を開ければ24時間いつでも水が出ます。停電・ポンプの故障・井戸の枯渇など、万が一の場合でも安心です。

工事費用

市指定給水工事業業者へご相談ください。条件により費用は異なります。

初期費用

加入金（税込み）

メーター口径	金額
13mm	55,000円
20mm	143,000円

手数料（非課税）

種別	金額
設計審査	1,000円
工事検査 (分水工事なし)	2,000円
工事検査 (分水工事あり)	4,000円

水道料金

2か月ごとの検針に基づき、水道料金を計算します。

基本料金（2か月 税抜き）

メーター口径	金額
13mm	1,300円
20mm	1,520円

従量料金（2か月 税抜き）

使用量	料金 (1㎡あたり)
1～20㎡	50円
21～60㎡	120円
61㎡以上	130円

水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 消費税 (税率10%)

例) メーター口径20mm、2か月で40㎡使用の場合

(1,520円 + 50円 × 20㎡ + 120円 × 20㎡) × 1.1 = 5,412円

■問い合わせ先

水道課 ☎(32)8911

確定申告の控除に使える書類等

各証明書の交付を希望される方は、高齢福祉課にご相談ください。交付には1週間ほどかかりますので、手続きはお早めをお願いします。

障がい者控除対象者認定書

介護保険法に規定する要介護(要支援)認定者のうち65歳以上の方で、申請により障がい者に準ずる者として認定をされた方には「障がい者控除対象者認定書」が交付され、確定申告時に障がい者控除を受けることができます。

■対象者 以下のすべてに該当する方

- ・要介護（要支援）認定者で65歳以上の方
- ・認知症または身体の障がいにより日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする方
- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

おむつに係る費用の医療費控除証明書

確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護(要支援)の認定を受けている方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる「おむつに係る費用の医療費控除証明書」の交付を無料で受けることができます。

■対象者 以下のすべてに該当する方

- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること
- ・市の介護保険被保険者で要介護(要支援)の認定を受けていること
- ・寝たきり状態等にあること。
- ・治療上おむつの使用が必要であること

■申し込み・問い合わせ先 高齢福祉課 ☎(32)8904

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の方へ

健康診断を受けましょう

今年度の特定健診と後期高齢者健康診査の最終受診日が迫っています。忘れずに受診してください。

医療機関での受診(個別検診)

■最終受診日 1月31日(金)

集団検診

■最終受診日 1月26日(日)

人間ドック検診費用助成

国民健康保険及び後期高齢者医療制度被保険者の人間ドック検診費用助成は、3月31日(火)までの受診が対象となります。希望される方は、期限内にお申し込みください。

※令和元年度中に特定健診または後期高齢者健康診査を受診されている方は助成対象外です。

■申込期限 1月31日(金)

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895